

地域主権時代の 基礎自治体のあり方について

—大都市の部分最適から国全体の最適へ—

荒田英知 あらたひでとも

政策シンクタンク PHP 総研 政治経済研究センター長
主席研究員

Talking Points

1. 「大阪都」「中京都」「新潟州（都）」など、大都市に生じる基礎自治体と広域自治体間の二重行政を解消するために、「都制度」を適用しようとする動きが活発化している。
2. 大都市における二重行政を解消すべきとする問題意識は正しいが、その解決策を現行の東京都区制度に求めるだけでは、問題の置き換えにとどまる可能性がある。
3. 東京都区制度にも様々な課題が指摘されており、ポスト政令市として構想される大都市制度は、同時に「東京問題」の克服にも寄与するものでなければならない。
4. 大都市のあり方は重要ではあるが、新しい国のかたちを構想する上では部分最適に過ぎない。全体最適に向けた「地域主権型道州制」のもとでの基礎自治体の類型を提示する。

はじめに

2011年統一地方選に向けて、地方自治体からこれまで見られなかった政策論争が巻き起こっている。発端となったのは、大阪府の橋下徹知事が提唱する「大阪都構想」である。また、愛知トリプル選でも、「中京都構想」を掲げた大村秀章氏が知事に当選した。

さらに、愛知と前後して、新潟市の篠田昭市長が新潟県の泉田裕彦知事とともに「新潟州（都）構想」の検討に着手することを発表。大阪・愛知にとどまらず、大都市制度のあり方をめぐり議論が全国に広まる情勢となっている。

そこで本稿では、いわゆる「都構想」の問題意識と課題を整理したうえで、ポスト政令指定都市制度と位置づけられる大都市制度をはじめ、望ましい基礎自治体のあり方について考察する。

「大阪都」や「中京都」が目指すこと

まず、「大阪都構想」と「中京都構想」そして「新潟州（都）構想」について、その概要と問題意識についてみてみる。

大阪都構想は、大阪府の橋下徹知事が2010年に提唱をはじめた。その内容は以下に示すとおり、府市統合による大都市行政の一元化を図ろうとするものである。もっとも、現時点の大阪維新の会のマニフェストには、具体的な区の再編案や都と区の役割分担などの詳細は明記されておらず、「東京都の特別区は大阪市の区に比べ、はるかに権限・財源がある」とした上で「大阪都の特別区は、東京都の特別区よりさらに権限・財源がある（中核市なみ）」という概念上の整理にとどめている。

【大阪都構想（「ONE 大阪」）のポイント】

- ・ 大阪府と大阪市を統合し、指揮官を一人にする。

- ・ 大阪市24区を8区、堺市7区を3区に再編。周辺9市も区とし、大阪都20区を新たに設置する。
- ・ 公選の区長および区議会議員を置き、予算編成や条例制定にあたる。
- ・ 市町村税のうち固定資産税・法人税の一部を都の財源にし、区間の税収格差は客観的なルールで財政調整する。
- ・ 産業政策、水道、消防、ゴミ処理、港湾、公営交通、国民健康保険、介護保険、生活保護等は都が一元的に担い、区は現行中核市なみの住民サービスを担当する。

（「大阪維新の会」資料等から抜粋）¹

これに対して、2011年2月6日に愛知県知事に当選した大村秀章氏がマニフェストで提示した「中京都構想」の概要は以下のとおりである。

【中京都構想のポイント】

- ・ 愛知県、名古屋市を合体して「中京都」を創設し、都市のエリアを愛知県全体に広げる。
- ・ 道州制を見据え、県・市の政策・企画立案部門を合体・一本化して強力な司令塔をつくる。
- ・ 県立大学、市立大学を統合し、相乗効果でスーパー大学へ飛躍。
- ・ 中京都内で水道事業を統合。合理化・効率化によって水道料金の値下げを実施。
- ・ 重複行政を徹底的に排除し、合理化による経費節減を減税財源等に充てる。

（「日本一愛知の会」資料から抜粋）²

こちらも、構想の詳細までは明らかにされてはおらず、共通公約として掲げた名古屋市の河村たかし市長とともに、両首長が共同本部長を務める「中京独立戦略本部」を設置して迅速に検討を進めるとしている。

1. 「大阪維新の会」マニフェスト参照 <http://oneosaka.jp/pdf/manifest.pdf#zoom=75>

2. 「日本一愛知の会」マニフェスト参照 http://www.ohmura.ne.jp/atj_manifest.pdf

いずれの構想も基礎自治体である大阪市・名古屋市と広域自治体である大阪府・愛知県の間重複行政が生じ、行政効率や住民自治の観点から是正が必要であるとの問題意識に立つものだ。この問題意識自体は、大都市行政に責任を負う自治体の長としては極めて正しい問いかけといえる。

また、2011年1月25日には、新潟市の篠田昭市長と新潟県の泉田裕彦知事が共同で「新潟州（都）」の検討に着手することを発表した。「県と政令市の合併による自治の拡大を目指す」と題された構想の骨子は以下の通りである。

【新潟州（都）構想のポイント】

- ・ 県と政令市の二重行政を廃し、行政の効率化を図る。
- ・ 政令市が有する高度な行政機能を全県に波及させる。
- ・ 地域の課題は住民に身近なところで解決できるよう、基礎自治体の自治権の強化を図る。
- ・ 東京都との特別区との関係を参考に、特別区への更なる権限の拡大を含めて検討する。
- ・ 権限の配分など統治のあり方は、地方自治法の抜本改正により条例で定められるよう、国の関与の廃止を求める。

（記者発表資料から抜粋）³

新潟の場合も、府県と政令市に生じている二重行政を問題視している点は大阪・愛知と同様であるが、同時に基礎自治体の強化を打ち出している点が特徴的である。

現行の都道府県・市町村制度のもとでは、両者には一定の役割分担がある。しかし、「府県と同格」とされる政令指定都市においては、かえってその垣根が曖昧になり、施設の重複建設や事業主体の乱立などの二重行政が生じている。そもそも政令指定都市制度は、府県から完全に独立する特別市制度の導入が頓挫し、そ

の代替案として設けられたものだ。不完全な制度に対する問題提起が、ここに来て相次いだとみることができる。

さて、大阪、愛知、新潟の3つの構想は、いずれも府県と政令市の重複行政解消を東京都区制度に求めている点で共通している。はたして、東京都区制度は問題解決に資するのだろうか。

東京都区制度が抱える課題

現在の「東京都区制度」が敷かれたのは1943（昭和18）年のことである。一般府県・一般市町村であった東京府と東京市が合体して東京都となり、その内部機関として特別区が置かれた。首都行政を一元化する戦時体制として導入されたと説明されることが多い。

都は広域自治体であると同時に、基礎自治体の権能の一部も有する複合自治体とされた。これは自治の観点から見れば、基礎自治体の役割を制約することにはほかならない。したがって、戦後の都区制度改革の沿革をみると、区長公選をはじめとした、特別区の自治権拡充がたびたび論議されている。

数次の改革をへて、2000年の地方自治法改正により、特別区ははじめて「基礎的自治体」と位置づけられ、清掃事業が移管されるなどした。しかし、地方自治法では一般の市町村が普通地方公共団体とされるのに対して、特別区は事務組合や財産区と同じ特別地方公共団体のままである。

これらの変遷をふまえて、現在の都区制度の概要は以下のように整理できる。また、特別区側からは、2000年改革で残された課題として5点が問題提起されているので、あわせて記す。

【特別区の事務の特徴】

- ・ 特別区の区域で、市町村が処理する事務のうち、大都市の一体性・統一性の観点から処理する必要のあ

3. 新潟県知事・新潟市長共同会見資料 <http://www.city.niigata.jp/info/koho/kaiken/h22/110125.pdf>

る事務（上下水道、消防等）は都が処理する。

【特別区の財政の特徴】

- ・ 上記に応ずる財源として、市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、事業所税、都市計画税は都税とする。
- ・ 都と特別区、特別区相互の財源の均衡化のため、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の一定割合（現在は55%）を特別区財政調整交付金として、都から特別区に配分する。

（「都政のしくみ」から抜粋）⁴

【都区制度改革の残された5課題】

- ① 都区の役割分担をふまえた財源配分のあり方。
- ② 特別区の財源配分に反映されていない清掃関連事業費の取扱い。
- ③ 小中学校改築需要急増への対応。
- ④ 都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分。
- ⑤ 大きな制度改革があった場合の財権配分変更。

（「未完の都区制度改革」から抜粋）⁵

都区制度改革の根底には、「大都市の一体性・統一性の確保」と「特別区の自主性・自律性の強化」という二律背反する課題がある。歴史的には一体性が優越してきたが、近年重視される補完性・近接性の原理に照らせば特別区の権能強化は当然の流れである。

しかし、数次の改革をへてもなお、特別区は基礎自治体として未だに不完全な存在にとどまっている。とりわけ、都区財政調整制度によって固有の税源が制約されていることが、都区の自立性を大きく損ねている。

その打開策として、特別区が組織する特別区制度調査会が2007年にまとめた報告では、「特別区制度の廃止と一般制度としての基礎自治体連合の構築」を提唱している。特別区自身が、都区制度そのものを否定的

に捉えているという事実は、他地域で都制度を構想する際に重く受け止める必要がある。

換言するならば、いわゆる「都構想」は政令指定都市制度が抱える二重行政の課題を、東京都区制度が内包する諸課題に置き換える結果しかもたらさない可能性がある。

政令指定都市の増加と都市州

筆者は、大阪や愛知で「都構想」が提起された背景には、平成の大合併による政令指定都市の増加があると考えている。政令市人口の全国人口比をみると、制度創設時の1956年には横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の5市720万人で総人口比は約8%であった。その後、政令市の数は10前後で推移したが、平成の大合併時に合併特例法で移行要件が70万人に引き下げられたことによって、2010年には19市2635万人に達し総人口比は20%を上回った。大都市の特例としてスタートした政令市制度は、いまや基礎自治体の一般制度化したといつてよい。

全国 19 政令指定都市と移行年

都市名	人口（万人）	移行年
札幌市	190	1972
仙台市	103	1989
さいたま市	122	2003
千葉市	96	1992
横浜市	368	1956
川崎市	142	1972
相模原市	71	2010
新潟市	81	2007
静岡市	72	2005
浜松市	81	2007
名古屋市	226	1956
京都市	146	1956
大阪市	267	1956
堺市	84	2006
神戸市	154	1956
岡山市	71	2009
広島市	117	1980
北九州市	98	1963
福岡市	146	1972
人口計	2,635	

（人口は2010年）

4. 東京都ホームページ「都政のしくみ」参照 <http://www.metro.tokyo.jp/PROFILE/shikumi.htm>

5. 東京都中央区ホームページ参照 <http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/kuseizyoho/tokuseidokaikakunokaiketu/files/019691.pdf>

くわえて、人口や都市機能が稠密に集積した「都市の中の都市」という政令市の位置づけにも変化が生じている。2007年に政令市に移行した新潟市は都市の将来像として「田園型政令市」を掲げた。これは稠密な集積を前提とした政令市の姿が変容したことを象徴している。

あるいは、同じく2007年に移行した浜松市では、「過疎地域や限界集落を抱えた政令市の誕生」が話題となった。このように、元来政令市が持っていた「都市の中の都市」という性格は希薄化を余儀なくされたのである。

新たな大都市制度をめぐる動き

政令市の増加は、制度創設時の5大市（横浜・名古屋・京都・大阪・神戸）などを中心に「ポスト政令市」についての問題意識を促すことになった。それが顕在化したのが、2008年の横浜・名古屋・大阪の3市による「大都市制度構想研究会（ビッグ3研究会）」の設置である。

同研究会は、「大都市には国全体の発展を牽引する成長拠点の役割を果たす必要がある」との認識から、高い集積を有する大都市に生じる都市的な課題を解決するために「政令市制度に代わる新たな大都市制度を早期に創設する必要がある」と考えた。

2009年にまとめた提言では、「道州制下の大都市制度として、一般道州から独立し市と州の機能を併せ持つ『都市州』制度を創設し、横浜・大阪・名古屋の3市に適用すべき」とした。⁶ 同時に、都市州の課題として「大都市の税収が全国に行き渡る仕組み」や「住民自治機能の一層の強化」をあげている。

3市はこの提言をもとに全国政令指定都市市長会に働きかけ、2010年に「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案」として「特別自治市（仮称）」を提唱するに至っている。⁷ しかし、都市州を明記したビッグ3提言とは異なり、特別自治市と広域自治体や

周辺自治体との関係は、地域特性や実情に応じ多様な形に、と表現するにとどめている。

ポスト政令市をめぐるのは、「多様な形」こそが論議のキーワードになるものと考えられる。それがいかなるバリエーションを持つかについて、名古屋市が独自に検討した「道州制を見据えた『新たな大都市制度』に関する調査研究」（2010年）が示唆的である。⁸ ここでは、大都市の将来像の多様な形として4パターンが示されている。

第1は、「スーパー指定都市」である。これは現行の政令指定都市制度を維持しつつ、権限や税源などの「大都市特例」を強化するというものである。フランスのマルセイユ、リヨンなどが例示されている。

第2は、「新特別市」である。戦後、5大市を府県から独立させる特別市が構想されたが実現せず、代替案として政令指定都市が生まれた経緯がある。これをふまえて、独立性の高い本来の特別市を法定するというものである。ただし、ここでの特別市は道州の区域に包含されるとしており、ドイツのミュンヘン、ケルンなどが例示されている。

第3が、「広域調整大都市」である。新特別市の権能に加えて、大都市の影響が及ぶ都市圏に対する広域調整機能を併せ持つ大都市とされている。報告書では「グランド名古屋」と称しており、イギリスのバーミンガム、リバプールなどが例示されている。

第4が、「都市州」である。これは文字どおり道州から独立した都市州を意味する。報告書では旧尾張国を区域とした「尾張名古屋州」とネーミングされており、韓国の広域市やドイツのハンブルク都市州などが例示されている。

大都市のあり方と道州制

これまでみたとおり、大都市における二重行政を解消しようとする際には、二つのアプローチがある。東

6. 横浜市ホームページ参照 <http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/daitoshi/bunken/3shikenkyu/top.html>

7. 指定都市市長会ホームページ参照 <http://www.siteitosi.jp/necessity/city/background.html>

8. 名古屋市ホームページ参照 <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/52-13-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都区制度や大阪都構想のように、広域自治体が基礎自治体を取り込む方向性と、ビッグ3研究会提言のように基礎自治体が広域自治体の業務までカバーする方向性である。

前者の場合には、広域自治体が将来にわたって現行の都道府県のままなのか、道州のようなより広域的な主体となるかは議論の行方を大きく左右する。特に都構想を推進する際には、道州制が導入された後も、都が広域自治体であり続けるのかどうかを検討する必要がある。

いっぽう、後者のように大都市が道州から独立した場合、道州との関係はどのように考えるべきであろうか。ある道州の中核都市が大都市州を選択したとしよう。大都市州は道州から独立する故に、道州の政治行政からは分離した存在となる。したがって、道州の政治行政の中核である州都を道州の区域外である大都市州の中に置くべきではないと考えるのが筋であろう。「大都市州かつ道州の州都に」という発想には矛盾があるのである。

政令市も東京都制も改める必要

政令指定都市における二重行政の解消が求められることは疑いがない。しかし、その問題解決にあたっては、以下の二点も同時に考慮されるべきである。

一つは、政令指定都市制度の改革とともに、東京都区制度の抜本的な改革も同時並行すべきという点である。その際には、地域主権という理念を支える基礎自治体中心主義に立脚する必要がある。

いま一つは、大都市のあり方は重要なテーマではあるが、わが国全体の「国のかたち」を考えた時に、それらは部分最適でしかない。全体最適としての「新しい国のかたち」を描いた上で、大都市の役割と制度的位置づけを明らかにすべきである。税収や成長力に恵まれた大都市が個別に描く部分最適が、わが国の全体

最適になるとは限らないからである。

弊社は、創設者である松下幸之助が提唱した「廃県置州」を受けて、新しい国のかたちとして「地域主権型道州制」を構想してきた。明治以来の中央集権を廃し、10程度の地域ブロックに再編した道州に、国の内政に関する権限・財源・人間を移管して、各州が地域経営にあたることその骨格である。⁹

その際、広域自治体である道州と道州内の基礎自治体の関係をどう描くかは、基本的にはそれぞれの道州での検討に委ねられることになる。しかし、地域主権という理念に立脚するなら、道州制においても行政サービスの過半は基礎自治体が担う「基礎自治体中心主義」が採られるべきである。

その際、「基礎自治体のかたち」をどのように描くかには、いくつかの考え方があり得よう。規模のメリットを生かして行政効率を上げようとするれば、基礎自治体も更なる再編が必要ということになる。しかし、日本列島の多様な地理的社会的条件のもとでの規模拡大には限界があり、基礎自治体間の水平的な連携や道州による補完などの手法が必要な場合も想定される。

現実的には、これら両者が混在することになるであろうと考えられる。そこで、地域主権型道州制における基礎自治体のあり方について、私案として5つの類型化を試みる。¹⁰ 本稿で論じた大都市制度は、こうした全体像の中で描かれるべきテーマであると考えからである。

基礎自治体の5つの類型

- ①特別州型（道州から独立する）
- ②特別市型（自立性特に高いが道州に属する）
- ③中核都市型（自立性高い標準型）
- ④連携都市型（水平連携で自立性確保）
- ⑤補完都市型（道州の補完で自立性確保）

9. PHP総研ホームページ参照 <http://research.php.co.jp/devolution/>

10. 本私案は、九州市長会の「九州府」構想推進研究委員会が2009～2010年度に行なった「九州府実現計画」の検討に、筆者がオブザーバー参加した際の着想をもとにしている。

第1は、「特別州型」である。これは文字通り道州から独立した都市州を意味する。本稿ですでにみたように、大都市行政を自己完結させようとした場合に、基礎自治体が広域自治体を兼ねるべきとの主張には一定の妥当性がある。

しかし、基礎自治体と広域自治体を垂直的に統合した場合に、広域自治体間の水平的な分断を引き起こすようでは意味がない。道州は行政単位であると同時に経済圏でもある。経済圏としての一体性を疎外する行政単位の設定は避けることが賢明であろう。

こうした問題意識から、特別州型の適用は特例的に限定することが望ましいと考える。その対象は、首都であり税源が集中する東京となろう。なお、東京の範囲については、現行東京都よりは狭い範囲とすべきであり、現在の23特別区域ないしはさらに絞った都心数区を特別州とすることが妥当と考えられる。その具体像については機会を改めて精査したい。

第2の類型は、「特別市型」である。これは現行政令指定都市制度をさらに充実させ、極めて高い自己完結度を有するものとする。しかし、かつて検討された特別市が府県から独立するとされたのとは異なり、あくまでも道州に属することとし、広域的な行政課題については両方で適切な役割分担を講じるものとする。

また、規模は大きくとも基礎自治体であることから、住民自治や区長公選など自らの条例にもとづいた適切な都市内分権の仕組みが構築される必要がある。現行政令市の多くは、この類型に移行することが妥当と考えられる。

第3は、「中核都市型」であり、地域主権型道州制における基礎自治体の標準型と位置づける。自己完結度は現行政令市なみに高く、基礎自治体中心主義で行政サービスを提供する主役となる。現行の中核市・特例市や県庁所在市等から移行する。

第4は、「連携都市型」である。これは、基礎自治

体間の水平連携により自己完結度を満たす類型である。具体的には圏域の基礎自治体間で広域連合を設置することで、中核都市型と同等に現行政令市なみの行政能力を確保する。

第5が、「補完都市型」である。離島や山間地では、基礎自治体の行政能力を充実させることには限界があり、道州が適切に補完することにより自己完結度を補う類型である。具体的には、圏域の基礎自治体に道州の出先機関が加わった広域連合を設置することにより行政能力を確保する。

ここでいう道州の出先機関とは、現在の府県の本庁ではなく府県が設置していた出先機関ないしは地域機関を活用することを念頭においている。これによって、府県職員に対して、道州職員に転換するか、より基礎自治体に近いところで働くかという選択肢を提供することが可能となる。

なお、以上述べた5つの類型とも、基礎自治体の名称としては共通して「市」を用いることが望ましいと考える。地域特性に応じた類型を採用することで、基礎自治体中心主義に相応しい「都市的水準の行政サービス」をいずれの場合にも享受できるようにすることが目的だからである。

おわりに

「大阪都」「中京都」「新潟州（都）」をめぐる論議は、今後いつそうかまびすしさを増し、他地域にも飛び火をしていくものと思われる。本稿では、それらに共通する課題を指摘するとともに、新しい国のかたちとしての「地域主権型道州制」の構想と、そのもとでの大都市のあり方をはじめとした基礎自治体の類型について私案を提示した。

民主党政権が進める地域主権改革は、改革の推進力を地域の自主性に委ね、「泉が湧き上がるような」改革を志向してきた。それに呼応するように、都構想以外

にも、国の出先機関移管の際の受け皿づくりなどで地域独自の構想が各地で動き始めた。そろそろ部分最適にとどまらない全体最適を問い直すという意味で、新しい国のかたちの全体像について、国政レベルでの論議を活発化させる必要がある。

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには 主席研究員 亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 —民主党政権は提言を活かすか— 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設受忍は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱フィンコロボレート研究所代表取締役 望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度 研究員 金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 主任研究員 金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か 主任研究員 金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長/「子育てと教育を考える首長の会」事務局長 中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー/横浜市立大学教授・エクステンションセンター長 南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国国防見直し：QDR 2010」を読む 主任研究員 金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー/前・志木市長 穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～ 主任研究員 亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー/東洋大学准教授 島川 崇

Date/No.	分野	タイトル・著者
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー / 中部大学教授 細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢 主任研究員 前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず 常務取締役 永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題 主任研究員 金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～ 研究員 宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第 89 条の改正試案～ 主任研究員 亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助 研究員 前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー 主任研究員 金子将史
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか 主任研究員 金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 －廃止をタブー視するな－ 主任研究員 佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！ 主席研究員 荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案 主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果 客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント 主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 － P H P 「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－ 研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～ 主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導く P H P 総合研究所の政策提言 主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる 代表取締役社長 江口克彦

『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や研究者の方々の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21 世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替わろうとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもあります。国内に目を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来からの発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智慧が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』 (Vol. 5-No. 38)

2011 年 3 月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研

株式会社 PHP 研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町 21 番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

政策シンクタンク PHP総研とは

「政策シンクタンク PHP総研」は、松下幸之助が設立したPHP研究所のシンクタンクです。民間独立という自由な立場から、政治・行政、財政・経済、外交・安全保障、地域経営、教育など幅広い分野にわたり、研究・提言を行っています。専属研究員による調査研究、外部専門家とのコラボレーションによる研究プロジェクトが、実践的な政策アイデアを創造するためのエンジンとなっています。

これまで「地域主権型道州制」、「日本の対露総合戦略」、「日本の危機管理力」、「自治体公共施設の有効活用」、「学校運営改善モデル」、「マニフェスト白書」など、多くの研究・提言を発表してきました。

PHPとは、“Peace and Happiness through Prosperity”という英語の頭文字をとったもので、“繁栄によって平和と幸福を”という意味のことばです。これは、物心ともに豊かな真の繁栄を実現していくことによって、人々の上に真の平和と幸福をもたらそうという創設者松下幸之助の願いを表したものです。

メールマガジン登録のご案内

PHP総研の最新情報をお届けします。

- ・政策研究、提言
- ・論文
- ・イベント情報

メールマガジンの配信をご希望の方は

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

へアクセス後、ご登録下さい。